

第107回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2020年4月1日から2020年12月31日まで)

株式会社 **キッツ**

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kitz.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制について、以下の基本方針を定めています。

内部統制基本方針

当社は、当社及びその子会社からなる企業集団（以下「グループ」という。）の企業理念である「キッツ宣言」により「創造的かつ質の高い商品・サービスで企業価値の持続的な向上を目指し、ゆたかな社会づくりに貢献する」というミッションを掲げ、その実現に向けてグループの経営基盤を健全かつ強固なものにするため、会社法及び会社法施行規則に基づき内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして定める体制）を以下の通り構築し運用します。

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役・使用人は、法令及び定款並びに「キッツ宣言」、「行動指針」、「コンプライアンス行動規範」、「環境経営方針」、「グループ財務の基本方針」及び当社または子会社の取締役会が定めるその他の方針等に基づき、その実践と遵守を徹底する。
 - (2) 取締役会は、定期的に業務執行取締役及び執行役員から業務執行状況について報告を受け、各取締役の職務の執行を監督する。
 - (3) 監査役は、取締役の職務の執行に対し、監査役会規程及び監査役監査基準に基づく監査役監査を実施する。
 - (4) グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処、クライシスへの対応並びにリスクマネジメントを管轄する機関として、社長を委員長とするC＆C管理委員会を設置し、グループ全体の遵守を推進する。
 - (5) グループにおいて、法令またはコンプライアンス行動規範への違反が生じた場合、あるいは疑われる行為を認識した場合、通報、報告及び提言ができるグループを横断する内部通報制度を設け、その受付窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを当社及び各子会社並びに弁護士事務所内に設置する。

- (6) 当社及び子会社の取締役・使用人に「コンプライアンスガイドブック」を配布し、コンプライアンスの啓蒙・教育を行うとともに、コンプライアンス・ヘルプラインについて周知する。
- (7) グループにおいて、反社会的勢力との関係を排除し、いかなる脅迫にも屈せず、どのような要求であっても拒否し、毅然とした姿勢で反社会的勢力に対応する。

2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る重要な文書等（電磁的記録を含む）の情報を法令及び社内規程に従い適切に保存し管理する。
- (2) 上記の文書等の情報は、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) グループの業務執行におけるリスクマネジメントを推進するため、グループリスクマネジメント担当役員を設置する。
- (2) グループの業務執行におけるリスクは、C & C管理委員会が策定するリスク管理の方針及び評価基準に基づいて、経営会議においてリスクの抽出、分析、評価及び対策の検討・実施を行い、重大リスク事項の特定及び対策実施の方針については取締役会が決定する。
- (3) グループに予想される天災等による事業中断に係る危機に備えるため、事業継続計画（BCP）を整備し運用する。
- (4) グループの業務執行に係る様々なリスクの管理体制を構築し、子会社から当社への承認申請事項・報告事項等について定めたグループ会社規程により子会社のリスク情報を管理する他、内部監査室による内部監査の実施等により、グループ一体としての損失に係る危機管理を推進する。
- (5) グループの業務執行に係るリスクを評価するため、内部統制、クライシス対応・リスク管理・コンプライアンス推進、安全保障貿易管理、投融資審議及び情報セキュリティ・個人情報保護などに関する各種委員会組織を設置・運用することにより、必要な対応を執る。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の員数の適正化を図るとともに、執行役員制度を導入することにより、取締役会の迅速な意思決定、監督機能強化及び業務執行における責任の明確化を図る。
- (2) 豊富な経験と公正な見識を有する社外取締役を登用し、取締役会における経営上の決定事項につき適正性・妥当性を高める。
- (3) 当社及び子会社の取締役会における意思決定は、取締役会規程及び稟議決裁規程に基づいて行う。
- (4) 職務権限規程、稟議決裁規程及びグループ会社規程等により、取締役会からの権限委譲の範囲を定め、迅速かつ効率的な業務執行を図る。
- (5) グループの事業活動に関し、経営基本方針、中期経営方針及び年度事業計画等を策定し、取締役会において決定する。
- (6) 経営会議において、取締役会が決定した経営方針及び経営計画に関する進捗の確認・調整を行うとともに、経営及び業務執行に関する重要な事項について協議し決定する。
- (7) コーポレートガバナンス・コードの各原則を実現するための対応方針を定め、企業統治の充実を図るとともに、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行う。
- (8) 取締役会が適正かつ効率的に機能しているかを定期的に検証し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずる。

5. グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) グループの業務の適正と効率性を確保するため、規程類を制定・整備するとともに、経営目標の達成状況を適時に把握・活用するために情報システムの構築・整備を進める。
- (2) グループにおける会社間の取引は、法令及び会計原則その他の社会規範に照らし、公正・妥当なものとする。
- (3) グループ会社規程に基づき、当社において、各子会社を所管する組織を定め、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、損失の危険の管理に関する体制、職務の執行が効率的に行われる体制及び法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなど、グループにおける業務の適正を図る。
- (4) 代表取締役、業務執行取締役及び執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、子会社が、適切な内部統制システムを整備し、運用するよう指導する。また、子会社の代表取締役及び取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を求め、指導する。

- (5) 当社における子会社の所管部門等は、所管する子会社の取締役を兼ねる他、経営の監視及び監督を行うとともに、グループ会社規程に基づき、子会社の業務の執行に係る重要事項について事前承認を行う。
- (6) コーポレートスタッフ部門は、その機能別に子会社に対し必要に応じた指導を行い、効率的かつ適正な業務の遂行を支援する。
- (7) 内部監査室を設置し、当社及び子会社の内部監査を実施し、各社の業務全般にわたる内部統制の有効性、妥当性を確保する。
- (8) 内部監査室は、業務監査の計画、その実施状況及び結果について、重要度に応じて、当社の代表取締役、各子会社を所管する取締役・執行役員及び当社の監査役並びに子会社の代表取締役に報告する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するため、グループ全社の内部統制の状況及び業務プロセスについて、内部統制委員会の方針に基づき評価、改善及び文書化を行い、取締役会はこれらの活動を定期的に確認する。
- (10) 常勤監査役は、監査役設置会社である子会社の監査役を兼務することにより、子会社の経営状況の監視・検証を実効的かつ適切に行うとともに、グループ全体の連結経営状況を把握できるよう、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携する。
- (11) 取締役及び子会社の取締役は、監査役が出席または陪席する取締役会、経営会議及びその他の重要会議等において、その担当する業務の執行状況について監査役に報告する。

6. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) グループ会社規程をすべての子会社に適用し、取締役会及び経営会議の決裁・報告の基準に基づき、子会社が当社に対し、経営上の重要事項に関し、事前承認を求めること並びに取締役会及び経営会議へ報告することを義務付ける。
- (2) 当社における子会社の所管部門の取締役及び執行役員は、職務の執行に係る重要事項について、所管する子会社の取締役その他使用人から適宜報告を受ける。

7. 当社の監査役を補助すべき使用人の配置に関する事項
- (1) 監査役会及び監査役の職務を補助する組織として、監査役会直属の監査役室を設置する。
 - (2) 監査役室に、前号の職務を遂行するに足る能力を有する使用人（以下「監査役室員」という。）を配置する。
 - (3) 監査役室は、監査役の指示に従いその職務を行う他、監査役会の事務局業務を遂行する。
8. 前項の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役室員は専任とし、取締役からの独立性を保持し、他の業務執行の役職を兼務しない。但し、子会社の監査役を兼ねることができる。
 - (2) 監査役室員の任命及び異動等の人事に関する事項については事前に監査役会の同意を得る。
 - (3) 監査役室員の人事考課は、監査役会規程に従い、監査役会が行う。
9. 当社及び子会社の取締役・使用人が当社の監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社の取締役及び子会社の取締役・監査役は、法令または定款に違反する行為その他会社の経営または業績に重大な影響を与える行為・事項・事象については、把握次第速やかに、当社の監査役に対し報告を行う。
 - (2) 当社の取締役及び子会社の取締役・監査役は、当社の監査役が業務の執行状況及び財産の状況その他の事項について報告を求めた場合は的確に対応する。当社及び子会社の使用人についても同様とする。
 - (3) 前各号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう必要な措置を講ずる。
 - (4) 内部監査室は、監査役との連携を図り、監査の結果及び監査の過程で得た重要な内部情報を適時に監査役に報告するとともに、監査役の求めに応じ監査情報を提供する。
 - (5) C & C 管理委員会は、グループにおけるコンプライアンス・ヘルプライン等への内部通報の内容及びその対応の状況について、監査役と情報共有する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役会及び監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
但し、緊急または臨時に支出した費用については、事後に償還に応じる。
- (2) 監査役及び監査役会の職務の執行上で利用した弁護士等の専門家への報酬その他の費用は、前払いのものを含め、当社が負担する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、定期的に代表取締役との間で意見交換会を開催する他、業務執行取締役及び執行役員と経営上の課題について情報や意見を交換する機会を設ける。
- (2) 監査役会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に「三様監査会合」を開催し、監査状況等の報告を受け、情報及び意見の交換を行い、緊密な連携を図る。
- (3) 監査役会は、会計監査人、社外取締役及び内部監査室との四者で構成する「四様監査・監督会合」を定期的に開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換及び認識の共有を図り、監査役の監査機能と社外役員の監督機能の向上に努める。
- (4) 常勤監査役は、監査役制度のある子会社の監査役を兼務し、経営状況の把握に努める他、必要に応じて当社及び子会社の重要会議に出席し、意見を述べるができる。
- (5) 監査役及び監査役会は、監査の実施に当たり、必要と認める場合は、弁護士、公認会計士その他の専門家を活用できる。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システム関係全般について

- (1) グループの内部統制を有効に機能させるために、グループを統制する各種の基本方針及び管理規程を制定し、内部統制推進担当部門を通じてグループの内部統制の強化・推進に取り組みました。
- (2) 内部統制委員会及びグループ会社内部統制連絡会を定例で開催し、当社及び子会社の内部統制システム運用状況の確認及び今後の取組計画について審議しました。
- (3) 内部統制基本方針を改正し、リスクマネジメント推進体制を明確化しました。

2. コーポレートガバナンス関係全般について

- (1) 取締役会を年11回開催し、取締役会規程の付議基準に基づき、経営上の重要事項の決定を行った他、当社及びすべての連結子会社について業務執行の報告を行いました。なお、安全・コンプライアンス・リスク等の他、直近の重要事項及びトピックスについても報告を行いました。
- (2) 取締役会の議案審議・業務執行報告に際し、取締役会の議論を尽くすために十分な審議時間を設けました。また、社外取締役4名及び監査役5名（社外監査役3名を含む）が、必要な意見の陳述あるいは指摘・助言を行うなど、経営上の課題について闊達な議論を行いました。
- (3) 取締役会全体の実効性の確保を図るため、2020年5月に社外取締役を含むすべての取締役及び社外監査役を含むすべての監査役を対象として、取締役会の評価に関するアンケート調査を実施し、取締役会において、2020年6月に分析・評価を行いました。その評価結果の概要はコーポレートガバナンス報告書において開示しております。なお、調査結果においては取締役会が効率的かつ的確に運営されているとの評価を確認しました。一方、最高経営責任者等の後継者計画及び取締役会の多様性等について改善点の提示を含むいくつかの建設的な意見が寄せられたことから、今後、これらを課題として議論を行い、さらなる実効性の確保に取り組む方針です。
- (4) コーポレートガバナンス・コードに係る当社の取組方針の改正を行いました。
- (5) 指名委員会は、役員選解任方針に基づき、取締役、監査役及び執行役員の各候補者の指名について審議し、取締役会へ答申しました。
- (6) 報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬について審議し、取締役会へ答申しました。
- (7) 当社が定める政策保有株式に関する方針に基づき、保有する政策保有株式の売却について検討を行い、可能な限り政策保有株式の売却を進めました。
- (8) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、監査役及び会計監査人との連携を図り、財務報告に係る内部統制監査及び業務監査を行いました。また、財務報告の信頼性を確保するため、当社をはじめ、事業規模に応じて子会社の内部統制の整備及び運用状況の評価を行い、会計監査人による内部統制監査を受けました。
- (9) 株主・投資家等のステークホルダーに対して、適時・適切な情報開示を行い、経営の公正性と透明性を維持するため、機関投資家及びアナリストを対象として四半期ごとに決算説明会を、個人投資家を対象とする会社説明会をそれぞれ開催しました。

- (10) 各子会社を統括する取締役及び執行役員が子会社の取締役または監査役を兼任し、子会社の取締役会に出席するとともに、取締役の業務の執行について監督・監視を行いました。
- (11) 取締役会の記録及びその他稟議書等については、文書管理の社内規程に基づき、適切に保存・管理を行いました。

3. コンプライアンス関係全般について

- (1) コンプライアンスの推進及びクライシス対応を所管するC & C（クライシス&コンプライアンス）管理委員会（以下「C & C管理委員会」という。）を定例・臨時で年4回開催し、当社グループに係属する訴訟・紛争及び内部通報に関する事項その他事業上のリスク等について審議し、基本方針の策定及び施策の実施を行いました。
- (2) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員が各々の行動と企業活動の指針となるよう、キッツ宣言、行動指針及びコンプライアンス行動規範を制定し、代表取締役社長自らが率先垂範してこれらを実行し、法令及び企業倫理の遵守を徹底しました。
- (3) コンプライアンスアンケートの結果を踏まえ、当社及び国内グループ会社の各組織別の取組方針及び実施状況を明確化し、改善を進めました。また、その状況を当社の経営会議において報告・情報共有するとともに、今後の課題について確認しました。
- (4) 内部通報制度を見直し、内部通報窓口の名称及び通報先を変更するとともに、周知を徹底しました。また、受け付けた内部通報の事実及び対応の概要を経営会議及び取締役会に報告しました。
- (5) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員を対象として、法務部及び内部監査室等の各部門がキッツ宣言、内部統制、コンプライアンス、内部監査、安全保障貿易管理、個人情報を含む情報セキュリティ及び知的財産その他企業法務全般に関する社内セミナーを計画的に開催し、コンプライアンス経営に対する意識の高揚と知識の向上を図りました。また、コンプライアンスアンケートの結果を踏まえ、国内全子会社の役員、管理職者及び従業員を対象とするハラスメント防止セミナーを計画的に開催しました。

4. リスク管理関連全般について

- (1) 内部統制基本方針を改正し、リスクマネジメント推進体制を明確化しました。これにより、グループの業務執行におけるリスクは、C & C管理委員会が策定するリスク管理の方針及び評価基準に基づいて、経営会議においてリスクの抽出、分析、評価及び対策の検討・実施を行い、重大リスク事項の特定及び対策実施の方針については取締役会が決定することを明確にしました。
- (2) C & C管理委員会が策定したリスク管理の方針及び評価基準に基づき、事業部門ごとにリスクの抽出を行うとともに、リスクの分析・評価を行いました。また、これに基づき、経営会議において抽出した全リスク事項の 評価並びに重点リスク事項の特定及び対策実施の検討を行いました。
- (3) 投融資審査委員会を年3回開催（必要の都度開催）し、当社及び子会社の重要な投融資に関して、総合的な視点から評価を行い、計画推進、計画変更または計画中止の判断を行いました。
- (4) 子会社を含めたグループ安全保障貿易管理委員会、全社環境安全衛生委員会、品質保証委員会及び情報セキュリティ・個人情報保護委員会を定例で開催し、当社及び子会社に係る法令上の課題及びその他個別の課題について審議し、基本方針の策定及び施策の実施を行いました。

5. 監査役関連全般について

- (1) 第107期は11回の監査役会を開催しました。
- (2) 常勤監査役は、茅野工場内に設置した監査役室分室を活用し、工場及び周辺のグループ会社の監査を効率的に行いました。また、企業集団の内部統制の監視・検証のため、国内及び中国・台湾のグループ会社の監査役を兼任し、各グループ会社の取締役会等において取締役の職務の執行等を監査し、必要に応じて意見を述べました。
- (3) 監査役室は、監査に資する情報を監査役会に提供するとともに、会計監査人等との連携を図りながら監査補助業務を遂行し、監査役監査の実効性の向上に努めました。
- (4) 監査役会は、三様監査会合を4回開催し、会計監査人及び内部監査室との連携を図るとともに、各監査の実効性及び効率性の向上を図りました。また、社外取締役を交えた四様監査・監督会合については、1回の開催を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、書面による意見交換の方式により、監査機能と監督機能の連携を図りました。さらに、代表取締役社長との意見交換会は、書面による意見交換（1回）及びWeb会議（1回）を行い、代表取締役役に対して必要に応じて意見を述べました。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 36社

KITZ CORP. OF AMERICA、Metalúrgica Golden Art's Ltda.、KITZ CORP. OF EUROPE、S.A.、KITZ Europe GmbH、Perrin GmbH、KITZ (THAILAND) LTD.、台湾北澤股份有限公司、北澤精密機械(昆山)有限公司、北澤閥門(昆山)有限公司、連雲港北澤精密閥門有限公司、北澤半導体閥門(昆山)有限公司、上海開滋国際貿易有限公司、KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.、Cephas Pipelines Corp.、東洋バルブ(株)、(株)清水合金製作所、(株)キッツエスシーティー、三吉バルブ(株)、(株)キッツマイクロフィルター、(株)キッツメタルワークス、(株)ホテル紅や 他15社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社(Unimech Group Berhad)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結決算日の事業年度等に関する事項

当社は連結決算日を3月31日としていましたが、海外連結子会社と決算期を12月末に統一することでグループ全体の業績を適時的確に把握及び開示し経営の透明性を向上させることにより、グローバル企業としての経営体制をより一層強化することを目的として、連結決算日を12月31日に変更しました。

当該変更に伴い、決算期変更の経過期間となる2020年12月期は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヵ月決算となります。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MICRO PNEUMATICS PRIVATE LIMITEDの決算日は、3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

なお、当連結会計年度において、東洋バルブ(株)他12社は、決算日を3月31日から12月31日に変更し連結決算日と同一になっております。そのため、当連結会計年度における会計期間は9ヵ月となっております。

この決算期変更に伴い、すべての連結対象会社について2020年4月1日から2020年12月31日までの損益を連結しております。なお、海外連結子会社の2020年1月1日から2020年3月31日までの損益については利益剰余金の増減として調整しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

製品及び仕掛品 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

但し、仕掛品の一部につき移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

なお、一部の連結子会社は、最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、一部の連結子会社は定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する金額を計上しております。

役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員賞与の支給に備えて、事業年度の業績に基づき、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支給に備えて、それぞれの役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

役員株式給付引当金

当社は、株式交付規程に基づく取締役及び執行役員に対する将来の当社株式の交付に備えるために、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、借入金の金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建債権債務、外貨建借入金、借入金利息

ハ. ヘッジ方針

為替予約取引については、外国為替変動リスクをヘッジする目的で実需の範囲内で実施しております。金利スワップ取引は、借入金の金利上昇リスクのヘッジを目的とし、通貨スワップ取引は外貨建長期借入金の外国為替変動リスクをヘッジする目的で、いずれも実需に伴う取引に限定し実施しております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。但し、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であることを確認することにより有効性の判定に代えております。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（5年から10年）にわたり均等償却することとしております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理方法

当社及び国内の連結子会社は税抜き方式によっております。

ハ. 連結納税制度の適用

2003年3月期から連結納税制度を適用しております。

二. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「保険収入」（当連結会計年度は、28百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「雑益」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました特別損失の「無形固定資産除却損」（当連結会計年度は、2百万円）及び「投資有価証券評価損」（当連結会計年度は、0百万円）は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。

3. 追加情報

（当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度）

当社は、当社の取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。以下「取締役等」という）に対して、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入しております。

なお、本制度を導入するにあたり、「役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託」と称される仕組みを採用しております。

① 取引の概要

信託期間中、毎事業年度における役位及び業績目標の達成度等に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を充足する取締役等に対して、当該取締役等の退任時に、付与されたポイント数の一定割合に相当する当社株式が取締役等に交付され、残りのポイント数に相当する数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が交付されます。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額（付帯する費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末285百万円及び477,535株であります。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内外の景気の急速な悪化により、当社グループの各事業の業績に影響が生じております。パルプ事業及び伸銅品事業においては、需要減による売上高の減少が生じており、「その他」のホテル事業では、宿泊予約のキャンセルなどの影響が出ております。

このような状況の中、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、2021年度中にかけて継続すると仮定して、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、収束時期及び経営環境への影響等が変化した場合には、今後の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 投資有価証券に含まれる関連会社株式	1,724百万円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物	157百万円
機械装置	0百万円
土地	481百万円
② 担保に係る債務	
長期借入金	194百万円
(1年以内返済予定額を含む)	
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	71,905百万円
(4) 偶発債務	
受取手形及び電子記録債権割引高	112百万円

(5) 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。

なお、連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、当連結会計年度の末日を期日とする手形等が、受取手形に199百万円、電子記録債権に411百万円含まれております。

5. 連結損益計算書に関する注記

臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による政府の緊急事態宣言等を受け、当社グループのホテルが臨時休業したことに伴う当該休業期間に発生した固定費（人件費・減価償却費等）であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 90,396,511株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 取締役会	普通株式	927	10	2020年3月31日	2020年6月11日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	450	5	2020年9月30日	2020年12月17日
計		1,377	15		

(注) 1. 2020年5月27日の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

2. 2020年11月12日の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年2月12日開催の取締役会において、以下の事項を決議する予定であります。

イ. 配当金の総額 360百万円

ロ. 配当の原資 利益剰余金

ハ. 1株当たり配当額 4円

ニ. 基準日 2020年12月31日

ホ. 効力発生日 2021年3月12日

(注) 2021年2月12日の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当連結会計年度末において該当する新株予約権はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は流動性が高くリスクの低い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、社内管理規程に従い、状況により先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、社内管理規程に従い、状況により先物為替予約を利用してヘッジしております。

社債及び長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。長期借入金の一部については、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引のほか、伸銅品事業における原材料価格の変動リスクについては、リスク回避を目的とした商品先物取引を利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や担保取得及び取引信用保険等による債権保全に積極的に取り組み、リスクの軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関等に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに対して社内管理規程に従い先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社及び一部の連結子会社は、長期借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁責任者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、当社が運営するキャッシュ・マネジメント・システムによりグループの資金の効率化を図るとともに、当社の各部署・グループ会社の報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなど流動性リスクを管理しております。

さらに、当社は、短期の運転資金需要の発生に備え、当社取引銀行との間で短期借入金に関する特定融資枠（コミットメントライン）契約を締結し、資金調達に係る流動性リスクに備えております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの及び重要性の乏しいものは含まれておりません。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時 価 (*1)	差 額
①現金及び預金	33,720	33,720	－
②受取手形及び売掛金	16,209	16,209	－
③電子記録債権	8,017	8,017	－
④投資有価証券			
関連会社株式	1,724	1,297	(427)
其他有価証券	4,529	4,529	－
⑤支払手形及び買掛金	(5,693)	(5,693)	－
⑥社債	(31,666)	(31,864)	(197)
⑦長期借入金	(9,621)	(9,693)	(71)
⑧デリバティブ取引(*2)	(69)	(69)	－

(*1) 負債に計上されているものについては () で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

- (1) ①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、並びに③電子記録債権
上表の①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、並びに③電子記録債権の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) ④投資有価証券
上表の④投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (3) ⑤支払手形及び買掛金
上表の⑤支払手形及び買掛金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) ⑥社債
上表の⑥社債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (5) ⑦長期借入金
上表の⑦長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (6) ⑧デリバティブ取引
上表の⑧デリバティブ取引のうち、為替予約、金利スワップ取引及び通貨スワップについては取引金融機関から提示された価格により時価を算定しております。また、商品先物取引については取引先から提示された価格等に基づき算定しております。
金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位 百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	212

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 828円76銭
(2) 1株当たり当期純利益 23円38銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益	2,113百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	2,113百万円
期中平均株式数	90,397,812株

2. 役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度 477,535株)

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(当連結会計年度 493,594株)

9. その他の注記

- (1) 退職給付に関する注記

退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	5,520百万円
年金資産	△5,804百万円
	△284百万円
非積立制度の退職給付債務	486百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	202百万円
退職給付に係る負債	699百万円
退職給付に係る資産	△497百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	202百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(2) 資産除去債務に関する注記

① 資産除去債務の概要

当社及び当社グループは主に、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等が規定する建築物の解体時におけるアスベストの除去費用等を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

② 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、対象資産それぞれの使用見込期間を見積り、割引率は主に2.520%を採用しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	414百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円
時の経過による調整額	4百万円
その他の増減（△は減少）	△1百万円
期末残高	417百万円

(3) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

製品及び仕掛品

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度に帰属する金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、事業年度の業績に基づき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、当事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

⑤ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員に対する将来の当社株式の交付に備えるために、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、借入金の金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建債権債務、外貨建借入金、借入金利息

③ ヘッジ方針

為替予約取引については、外国為替変動リスクをヘッジする目的で実需の範囲内で実施しております。金利スワップ取引は、借入金の金利上昇リスクのヘッジを目的とし、通貨スワップ取引は外貨建長期借入金の外国為替変動リスクをヘッジする目的で、いずれも実需に伴う取引に限定し実施しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。但し、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であることを確認することにより有効性の判定に代えております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

② 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

③ 連結納税制度の適用

2003年3月期から連結納税制度を適用しております。

④ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

⑤ 決算日の変更に関する事項

当社は決算日を3月31日としていましたが、海外連結子会社と決算期を12月末に統一することでグループ全体の業績を適時的確に把握及び開示し経営の透明性を向上させることにより、グローバル企業としての経営体制をより一層強化することを目的として、決算日を12月31日に変更しました。

当該変更に伴い、決算期変更の経過期間となる2020年12月期は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヵ月決算となります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 34,828百万円

(2) 偶発債務

下記の関係会社の借入金等に対する債務保証

(株)キッツメタルワークス	12百万円
(株)ホテル紅や	67百万円
(株)キッツエスシーティ	115百万円
Micro Pneumatics Pvt.Ltd.	26百万円
Cephas Pipelines Corp.	1,045百万円
Metalúrgica Golden Art's Ltda.	59百万円
計	1,325百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	7,859百万円
長期金銭債権	6,774百万円
短期金銭債務	8,223百万円
長期金銭債務	1百万円

(4) 期末日満期手形等

事業年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。
なお、当事業年度末日が金融機関休業日であるため、当事業年度の末日を期日とする手形等が、
受取手形に83百万円、電子記録債権に279百万円含まれております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との当事業年度中における取引高	
売上高	11,542百万円
仕入高	11,834百万円
販売費及び一般管理費	52百万円
営業取引以外の取引高	1,440百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	8,174,608	2,610,568	10,032,119	753,057

- (注) 1. 当事業年度の増加株式数2,610,568株は、取締役会の決議に基づく自己株式の買付による増加2,610,300株及び単元未満株式の買取りによる増加268株であります。
2. 当事業年度の減少株式数10,032,119株は、自己株式の消却による減少10,000,000株及び役員報酬B I P 信託による当社株式の処分による減少32,119株であります。
3. 自己株式の当事業年度末株式数には、役員報酬B I P 信託が保有する当社株式477,535株を含めております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	145百万円
退職給付引当金	104百万円
関係会社株式評価損	1,884百万円
投資有価証券評価損	133百万円
減損損失	572百万円
たな卸資産評価損	214百万円
その他	517百万円
繰延税金資産 小計	3,569百万円
評価性引当額	△2,779百万円
繰延税金資産 合計	790百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△580百万円
その他	△18百万円
繰延税金負債 合計	△598百万円
繰延税金資産の純額	191百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	東洋バルブ㈱	直接100%	役員1名	当社販売先	製品の販売等	4,417	売掛金	608
子会社	台湾北澤股份有限公司	直接100%	役員1名	当社仕入先	製品の仕入等	4,066	買掛金	521
子会社	KITZ (THAILAND) LTD.	直接 92%	—	当社仕入先	製品の仕入等	4,175	買掛金	921
子会社	㈱キッツメタルワークス	直接100%	役員3名	当社仕入先	資金の貸付	—	短期貸付金 長期貸付金	3,959 4,176
子会社	㈱ホテル紅や	直接100%	役員3名	施設の利用先	資金の貸付	569	短期貸付金 長期貸付金	1,210 2,437
子会社	㈱清水合金製作所	直接100%	役員1名	当社販売先	資金の借入	3,839	短期借入金	2,269

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には国内取引について、消費税等が含まれております。

2. 製品の販売及び仕入については、市場価格及び子会社の収益状況を勘案して一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 資金の貸付に係る貸付利率及び資金の借入に係る借入利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

4. 資金の貸付及び資金の借入に係る取引金額は、資金の貸付額及び資金の借入額を示しております。

5. 関係会社の外部借入等に対する債務保証についての詳細は、「2. 貸借対照表に関する注記 (2) 偶発債務」に記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 578円72銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 15円89銭 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	1,436百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	1,436百万円
期中平均株式数	90,397,812株

2. 役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度 477,535株)

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
(当事業年度 493,594株)

8. その他の注記

(1) 退職給付に関する注記

退職給付債務及びその内訳

① 退職給付債務	△4,004百万円
② 年金資産	4,402百万円
③ 未積立退職給付債務 ①+②	398百万円
④ 未認識数理計算上の差異	△182百万円
⑤ 前払年金費用 ③+④	215百万円

(2) 資産除去債務に関する注記

① 資産除去債務の概要

当社は主に、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等が規定する建築物の解体時におけるアスベストの除去費用等を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

② 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、対象資産それぞれの使用見込期間を見積り、割引率は主に2.305%を採用しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	216百万円
時の経過による調整額	2百万円
期末残高	219百万円

(3) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。